

(様式1)

審査基準 (申請に対する処分関係)

(新設)

	担当課	保健福祉課	検索番号	6-6
法令名	生活保護法	根拠条項	54の2-1	
許認可等	介護機関の指定			
(根拠規定)				
生活保護法第54条の2第1項				
厚生労働大臣は、国の開設した地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設についてその主務大臣の同意を得て、都道府県知事は、その他の地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設若しくは介護老人保健施設、その事業として居宅介護を行う者若しくはその事業として居宅介護支援計画を作成する者、特定福祉用具販売事業者、その事業として介護予防を行う者若しくは地域包括支援センター又は特定介護予防福祉用具販売事業者について開設者、本人又は設置者の同意を得て、この法律による介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、施設介護、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当させる機関を指定する。				
(許認可等の基準)				
介護機関の指定については、次の基準により行う。				
・生活保護法による介護扶助の運営要領について (平成12年3月31日社援発第825号厚生省社会・援護局長通知)				
第6 介護扶助指定介護機関				